

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	42	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	49-6	許認可等の内容	組合員による総代会招集の承認
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(総代会)					
第四十九条 組合員の総数が五百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。					
2 総代は、組合員でなければならない。					
3 総代の定数は、その選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。					
4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。					
5 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。					
6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第五項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。					
7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任(補欠の総代の選挙及び選任を除く。)をし、又は解散について議決することができない。					
(組合員による総会招集)					
第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。					
(臨時総会の招集)					
第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。					
2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。					